

## 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案

### 背景・必要性

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進は、我が国の海洋の開発及び利用を進める観点から、海洋政策上の重要課題の一つである。
- 海洋再生可能エネルギー発電は、火力発電に比べ二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策に有効であるとともに、大規模な開発により経済性の確保も可能である。また、関連産業への波及効果とともに、発電設備の設置・維持管理での港湾の活用による地元産業への好影響が期待できる。
- 他方、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関しては、長期にわたる海域の占有を実現するための統一ルールがなく、先行利用者との調整に係る枠組みも整備されていない。
- このため、国が、基本方針を定めた上で、
  - ①一般海域※<sup>1</sup>において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための区域の指定、及びこれに関わる先行利用者との調整の枠組みを定め、
  - ②公募により事業者を選定し、供給価格の低減を図りつつ、長期の占有を実現するにあたり必要な手続を定める等の制度の創設が必要である。

※1: 領海及び内水のうち、漁港の区域、港湾区域等を除く海域をいう。

【洋上風力発電設備のイメージ】



### 法案の概要

- 長期にわたり海域を占有する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占有等に係る計画の認定制度を創設する。

#### 【占有までの手続の流れ】

- ①政府は、促進区域における再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議により決定)
- ②経済産業大臣及び国土交通大臣※<sup>2</sup>が、農林水産大臣、環境大臣等との協議や、協議会等の意見を聴取した上で促進区域を指定し、公募占有指針を策定
- ③事業者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占有計画を提出
- ④経済産業大臣及び国土交通大臣は、発電事業の内容、供給価格等により最も適切な計画の提出者を選定し、当該公募占有計画を認定
- ⑤事業者は、公募占有計画の内容(発電事業の内容、供給価格等)に基づきFIT認定を申請  
⇒ 経済産業大臣は、FIT法※<sup>3</sup>に基づき認定
- ⑥事業者は、認定公募占有計画に基づき占有の許可を申請  
⇒ 国土交通大臣は、占有を許可(最大30年間)

※2: 国土交通大臣は、事業者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用することができる港湾に関する情報を提供。

※3: FIT法とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。

#### 【目標・効果】

我が国の海域において、利用ルールを整備し、海洋再生可能エネルギーを円滑に導入できる環境を整備することで、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。

風力発電全体の導入容量：約350万kW(2017年度) ⇒ 約1,000万kW(2030年度)

(KPI) 運転が開始されている促進区域数：0区域(2017年度) ⇒ 地域・関係者のご理解を前提に5区域(2030年度)

# 海洋再エネ法における協議会の役割について

(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律)

## 協議会の構成及び役割（法第9条）

### ○目的

海洋再生可能エネルギーに係る促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うもの

### ○協議会の構成

- |                                |
|--------------------------------|
| ① 経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事 【設置者】 |
| ② 農林水産大臣、関係市町村長                |
| ③ 漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者 等  |

### ○設置要請及び応諾義務

関係都道府県知事は、経産大臣及び国交大臣に協議会の設置を要請することができ、要請を受けた両大臣はその要請に応じなければならない。

### ○協議内容の尊重

協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。

## 促進区域の指定（法第8条）における意見提出

### ○利害関係者の意見提出

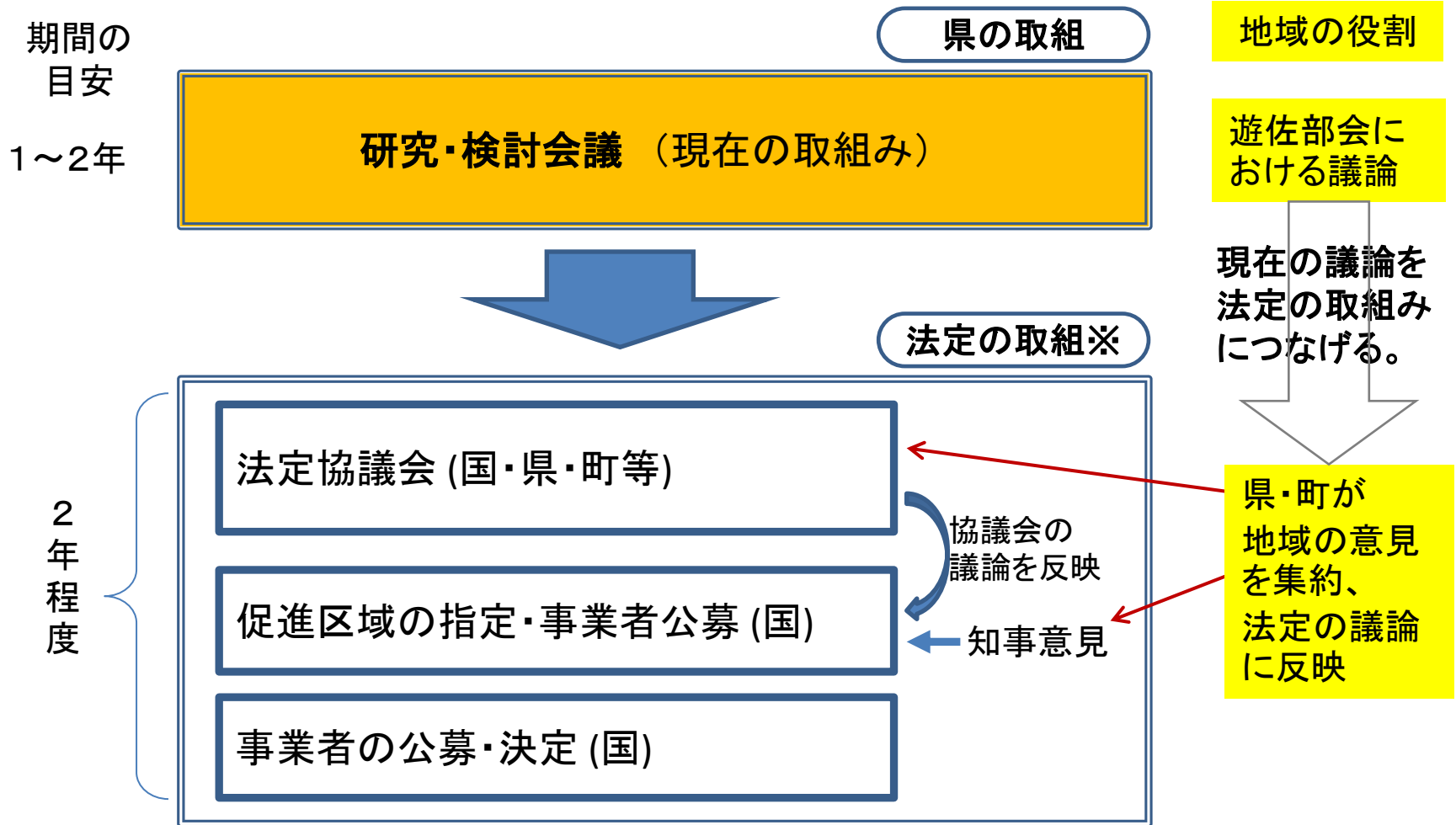
利害関係者は、促進区域指定の案に対して、経産大臣及び国交大臣に意見書を提出することができる。

### ○事前協議及び意見聴取の義務

経産大臣及び国交大臣は、促進区域の指定に際し、あらかじめ

- ① 農林水産大臣及び環境大臣に協議しなければならない。
- ② 関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- ③ 協議会の意見を聴かなければならない。

# 海洋再エネ法の実施イメージ



3

※「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(平成30年12月7日公布)に規定